



糸満市は保育士さんの奨学返済を月額最大1万円、24万円（2年間分）を補助します。

対象者	<p>以下の①～⑥すべてに当てはまる者</p> <p>①市内の公立こども園、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所のいずれかで働いている。</p> <p>※公立こども園においては会計年度任用職員が対象となります。</p> <p>②常勤の保育士である。</p> <p>常勤とは、保育施設等を運営する事業者と1年以上の期間(期間の定めのないものを含む。)の労働契約を結んでいる者であって、保育施設等において1日7時間(休憩除く)以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し社会保険の被保険者であること。または公立学校共済組合の組合員であること。(年度途中から期間の定めがある労働契約を結んだ者で、契約の更新で次年度も雇用が継続される者も含む。)</p> <p>③奨学金を利用して保育士養成施設等を卒業した者。</p> <p>④自分で奨学金を返済している。</p> <p>領収書名義または引き落とし口座名が申請者でなければなりません。</p> <p>⑤保育士養成施設等を卒業した翌年度の初日から数えて5年を経過していない者。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"><div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">卒業した年</div><div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">社会人1年目 (翌年度の4/1)</div><div style="margin: 0 10px;">……</div><div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">社会人5年目 この年度まで補助可</div></div> <p>令和4年度補助の場合、平成29年度中の卒業の方までが対象となります。</p> <p>⑥奨学金の返済免除の適用がない者</p> <p>※年度途中で上記の要件を満たさなくなった場合、補助金を受け取ることができなくなる場合があります。</p>
補助金額	<p>1人月最大1万円、通算24か月分受け取れます。ただし月の返済額が1万円未満の場合は返済額までとなります。</p> <p>例: 月の返済額1万5千円 → 補助金額1万円 月の返済額9,565円 → 補助金額9,565円</p>
書類の提出及び問い合わせ先	<p>糸満市役所 保育こども園課 担当:城間</p> <p>TEL:098-840-8131 FAX:098-840-8154 E-mail:hoiku@city.itoman.lg.jp</p>